

第5回臨時会会議録目次

第1日目（平成21年11月30日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第9号）	
	議案第 2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
	議案第 3号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）	
	議案第 4号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
	議案第 5号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算（第3号）	
	議案第 6号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）	
	議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
○日程第 4	議案第 8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	12
○閉会宣告		12

平成21年第5回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成21年11月30日（月）

午前10時01分 開会

午前10時41分 閉会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

議案第 2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 3号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 4号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 5号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 6号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算（第4号）

議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	田村 弘 君	副 市 長	末松 静夫 君
教 育 長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
理 事	飯沼 清孝 君	総務部長	高橋 賢司 君
総務部次長	高橋 一昭 君	市民生活部長	西村 孝 君

保健福祉部長	狩野道彦君	保健福祉部次長	橘弘恭君
経済部長	多田幸秀君	経済部次長	若山重樹君
経済部参事	佐々木邦義君	建設部長	大平正一君
教育部長	舘敏弘君	教育部指導参事	春田淳一君
教育部次長	河野敏昭君	監査事務局長	堀下博正君
病院事務部長	東照明君	病院事務部参事	居林俊男君
総務課長	伊藤克之君	企画課長	田中嘉樹君
財政課長	吉井裕視君	行政経営課長	五十嵐千夏雄君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君	書記	村井理君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第5回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、堀田議員、田村議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第9号)

議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第3号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)

議案第4号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第5号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第6号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号)

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第3、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第9号)、議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第3号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第4号)、議案第4号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第5号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算(第3号)、議案第6号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号)、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 おはようございます。議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算(第9号)

についてご説明をいたします。

今回の補正は、平成21年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、後ほどご説明申し上げます議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により、特別職及び一般職の職員の給与等について減額補正したいとするものです。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ1,489万3,000円を減額し、予算の総額を202億9,685万1,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款6項1目監査委員費、補正額3,000円の減額につきましては、特別職及び一般職の職員の給与等の改定に基づき、本年12月から監査委員報酬の減額を行いたいとするものでございます。

4款1項1目保健衛生費、補正額5万円の減額につきましては、同様に本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額に伴う下水道事業会計負担金の減額を行いたいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額65万6,000円の減額につきましては、同様に本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額に伴う国民健康保険特別会計繰出金並びに介護保険特別会計繰出金の減額を行いたいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額23万8,000円の減額、8款4項4目公園緑地造成費、補正額3万1,000円の減額につきましては、建設事業に関連する人件費を道路新設改良費及び公園緑地造成費でそれぞれ予算措置しているところであり、同様に本年12月からの給料及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額259万3,000円の減額につきましては、同様に本年12月からの給料等及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額に伴う滝川地区広域消防事務組合負担金の減額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額1,132万2,000円の減額につきましては、同様に本年12月からの給料等及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で1,489万3,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税1,489万3,000円の減額でございますが、普通交付税で財源措置を行いたいとするものでございます。

以上、歳入合計で1,489万3,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。ただいま上程されました議案第2号 平成21年度滝川市

国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算の趣旨は、ただいまご説明いたしました議案第1号 一般会計補正予算と同様に、平成21年人事院勧告に伴い、国民健康保険特別会計に属する職員の給与等について減額補正したいとするものであります。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ25万9,000円を減額し、予算の総額を53億5,352万8,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額25万9,000円の減額につきましては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与等の改定に基づき、本年12月からの給与及び本年12月の期末、勤勉手当等の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で25万9,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金25万9,000円の減額につきましては、職員給与費等につきましては一般会計からの繰入金で賄っておりますので、期末、勤勉手当等減額相当分を職員給与費等繰入金で減額したいとするものでございます。

以上、歳入合計で25万9,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、平成21年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、職員の給与等について減額補正したいとするものであります。

1ページ目をお開きください。歳出予算補正につきましては、款項の区分及び金額は第1表、歳出予算補正のとおりとするものであります。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。1款1項1目市営住宅管理費でございますが、右の説明欄のとおり給与等に要する経費20万7,000円の減であります。

1款2項1目公営住宅建設費において、給与等に要する経費2万5,000円の減であります。

減額の合計は、23万2,000円であります。

3款2項1目基金積立金、公営住宅敷金基金積立金でございますが、予算額2,166万7,000円に23万2,000円を増額し、2,189万9,000円にいたしたいとするものであります。

6ページ目の給与費明細書につきましてはお目通しをいただくものといたしまして、以上を申し

上げて議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第4号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、議案第1号等と同様に、平成21年人事院勧告に伴い、介護保険特別会計に属する職員の給与等について減額補正したいとするものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万4,000円を減額し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,519万5,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万6,000円を減額し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,246万5,000円とするものでございます。

第2項で、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、それぞれ第1表によるところでございます。

補正の内容につきまして事項別明細書で歳出からご説明しますので、8ページ、9ページをお開き願います。保険事業勘定でございますが、1款1項1目一般管理費では、給与等に要する経費で職員7名分に係る24万8,000円を減額するものでございます。

2項1目賦課徴収費では、同様に職員2名分に係る8万6,000円を減額するものでございます。

3款1項1目介護予防事業費では、同様に職員2名分に係る8万2,000円を減額するものでございます。

2項1目包括的支援事業費・任意事業費では、同様に職員2名分に係る8万8,000円を減額するものでございます。

以上、歳出合計で50万4,000円を減額したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者介護保険料で3万5,000円の減額でございますが、これは歳出の3款の地域支援事業費の補正額の20パーセント相当分でございます。

2款2項2目地域支援事業交付金(介護予防事業)で2万1,000円の減額でございますが、これは歳出の3款1項1目の介護予防事業費の補正額の25パーセント相当分でございます。

2項3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)で3万6,000円の減額であります。これは歳出の3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費の補正額の40パーセント相当分でございます。

3款2項1目地域支援事業交付金(介護予防事業)で1万円の減額でございますが、これは歳出の介護予防事業費の補正額の12.5パーセント相当分でございます。

2項2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)で1万7,000円の減額でございますが、これは歳出の包括的支援事業費・任意事業費の補正額の20パーセント相当分でございます。

す。

4款1項2目地域支援事業交付金で2万4,000円の減額でございますが、これは歳出の介護予防事業費の補正額の30パーセント相当分でございます。

6款1項1目一般会計繰入金で36万1,000円の減額であります。これは2節の地域支援事業繰入金では歳出の介護予防事業費の12.5パーセント相当分であり、3節の地域支援事業繰入金では歳出の包括的支援事業費・任意事業費の20パーセント相当分であり、4節の職員給与費等繰入金では歳出の1款の総務費の減額補正額と同額でございます。

以上、歳入合計で歳出と同額の50万4,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,519万5,000円としたいとするものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定の補正内容につきまして歳出からご説明しますので、18ページ、19ページをお開き願います。1款3項1目介護予防支援事業費では、給与等に要する経費で職員1名分に係る3万6,000円を減額するものでございます。

以上、歳出合計3万6,000円を減額したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明しますので、16ページ、17ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金3万6,000円の減額につきましては、歳出の減額補正額と同額でございます。

以上、歳入合計で3万6,000円を減額したいとするものでございます。

以上を申し上げます。議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第5号 平成21年度滝川市下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、平成21年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、職員の給与等については減額補正を、また平成20年度の下水道事業特別会計決算額確定に伴い、特別的支出については額の変更を行うとする補正でございます。

それでは、1ページ目をお開きください。第1条は、総則でございます。

第2条は、当初予算第3条で定めた収益的支出の補正であり、収入の第2款個別排水処理施設事業収益、第2項営業外収益に計上しています市からの補助金が減額となる分、5万円の収入を減額補正するものであります。

支出であります。第1款公共下水道事業費、第1項営業費用に計上しております給与、職員手当、法定福利費合わせて10万2,000円減額し、第2款個別排水処理施設事業費、第1項営業費用は、収入でご説明いたしました5万円を減額するものであります。

第3条は、当初予算第4条で定めた資本的支出の補正であります。第1款公共下水道資本的支出、第1項建設改良費に計上しています給料、職員手当、法定福利費合わせて4万2,000円減額するものであります。

前段に記載してあります改めは、資本的収入が資本的支出額に不足する額4億8,156万6,000円を4億8,152万4,000円に改め、補填財源の引き継ぎ現金8,220万4,000

0円を8,566万7,000円に、当年度損益勘定留保資金3億9,326万円を3億8,975万5,000円に改めるものであります。

第4条は、当初予算第4条の2で定めた特例的支出及び収入及び支出について、平成20年度の決算を第3回定例会で認定されたことにより未払い金が確定したことから、未払い金845万2,000円を1,204万円に改めるものであり、11ページ目をお開きください。平成21年度滝川市下水道事業開始貸借対照表の負債の部、5、流動負債、(1)、未払い金に1,203万9,342円と記載してございます。なお、増額内訳の主な理由といたしましては、平成20年度維持管理費に要する経費のうち、下水道事業財務会計システムのシステム構築業務に係る委託が次年度までとなり、打ち切り決算により支払いが3月31日までにできなかったことから、未払い金になったことによるものであります。

1ページ目にお戻りいただきまして、第5条は当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用できない経費であります給与費4,961万円を4,941万6,000円に改めるものであります。

第6条は、当初予算第10条で定めた他会計からの補助金であります、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2,371万3,000円を2,366万3,000円に改めるものであります。

続く2ページから11ページ目につきましてはお目通しいただくことといたしまして、以上の補正により当期純損失が10万2,000円減となり、7ページ目、下から4行目の記載のとおり、当期純損失を2,051万円と予定するものであります。

以上を申し上げます、議案第5号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 議案第6号 平成21年度滝川市病院事業会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、今までの議案と同様の理由による減額補正でございます。

第2条、業務の予定量の補正でございますが、(4)、主要な建設改良事業、病院改築事業で22万5,000円の減額でございますけれども、資本的支出の減額により減額したいとすることでございます。

第3条、収益的支出の補正でございます。第1款病院事業費用で1,352万1,000円を減額し、58億4,435万8,000円に、第1項医業費用1,319万1,000円を減額いたしまして、57億2,690万9,000円に、第3項高等看護学院費用33万円を減額し、8,831万7,000円にしたいとします。

第4条、資本的支出の補正でございますが、予算第4条中2億7,611万円とありますのは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますけれども、これを2億7,588万5,000円に、2億7,180万8,000円とありますのは過年度分損益勘定留保資金でございますが、これを2億7,158万3,000円に改め、同表の第1款資本的支出につきまして22万5,

000円を減額し、39億3,059万1,000円に、第1項建設改良費のほうを22万5,000円減額いたしまして36億7,956万3,000円にしたいとするものです。

第5条の予算第8条に決めました議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費につきまして1,374万6,000円を減額し、34億4,950万円とするものがございます。

次のページの実施計画、3ページの資金計画、4ページ、5ページの給与費明細書及び6ページ、7ページの貸借対照表につきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

8ページをお開きいただきたいと思っております。収益的収入及び支出の明細書、支出でございますけれども、1款1項1目給与費1,319万1,000円の減額でございますが、給料で56万2,000円、手当で1,110万8,000円、法定福利費で152万1,000円、それぞれ減額するものがございます。

3項1目給与費33万円の減額でございますけれども、給料で2万2,000円、手当で26万6,000円、法定福利費で4万2,000円、それぞれ減額するものがございます。

資本的収入及び支出の明細書でございます。支出のほうでございますが、1款1項1目改築費22万5,000円の減額でございます。給料で1万6,000円、手当で18万円、法定福利費で2万9,000円、それぞれ減額したいとするものがございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、本年8月11日に出されました平成21年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、一般職等の職員の給料月額改定等の改正を行いたいとするものであります。本年の勧告は、厳しい経済、雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受け、平成15年の勧告に続く過去2番目の規模でのマイナス勧告となったところであります。

改正の概要でございますが、大きく2点ございます。1点目が国公準拠とした給料表の引き下げ改定、2点目が同じく国公準拠とした期末、勤勉手当の支給月数の引き下げ改定となっております。また、これらの改定にあわせまして、特別職の給料月額等についても引き下げ改定を行いたいとするものであります。

それでは、議案第7号参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）であります。

第34条、期末手当の支給額の改定であります。第1項ですが、12月に支給する期末手当について、以下支給月数で申し上げますが、1.6月を1.5月に0.1月分を減じたいとする内容であります。

第2項ですが、再任用職員に関する規定であります。お目通しを願います。

第36条、勤勉手当の支給額の改定であります。第1項第1号ですが、0.75月を0.70月

に0.05月を減じたいとする内容であります。

次に、附則の改正であります。第7項ですが、この項では本年度からの新滝川市活力再生プランに基づき、医療職給与表(1)の医師を除き、12月期末手当の支給額について0.05月分を減じる内容等を規定しているところではありますが、先ほどの第34条の本則改定に伴いまして、支給月数の改定をあわせて一部文言整理を行いたいとする内容であります。

2ページに移りますが、第9項であります。本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額に係る規定として、内容としましては当該手当の基礎額とする給料月額については本年度からの新滝川市活力再生プランに基づく給料3パーセント減額を適用せず、減額前の給料月額にて計算したいとするものであります。この取り扱いに関しましては、本年の勧告に伴います対応としまして、市職員労働組合とも協議を重ねた中で、一時的な措置として行いたいとするものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)であります。

第34条、期末手当の支給額の改定であります。第1項ですが、6月に支給する期末手当について、1.4月を1.25月に0.15月分を減じたいとする内容であります。なお、この内容につきましては、既に附則において規定をしているところではありますが、このたび本則において改定をしたいとするものであります。

第2項ですが、再任用職員に関する規定でございます。お目通しを願います。

3ページをお開きください。第36条、勤勉手当の支給額の改定であります。第1項第2号ですが、再任用職員に関する規定であります。お目通しを願います。

次に、附則の改正であります。第7項ですが、内容につきましては先ほど申し上げました内容と同様でありますので、お目通し願います。

以下、第8項、4ページに入りまして第9項については、項の整理でございます。

次に、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正(第3条関係)であります。

附則の改正でございますが、第2項ですが、市長及び副市長の給料月額について、それぞれ減じる率に0.3パーセントを上乗せしたいとするものであります。この上乗せする率につきましては、冒頭に概要を申し上げましたが、本年の勧告に伴います国家公務員の給与改定に伴い、給料表の引き下げ改定を行いたいとしておりますが、その給料表の平均改定率が部長職においてマイナス0.3パーセントでありますことから、これに見合う率として上乗せをしたいとするものであります。

第5項ですが、さきに一般職の条例改正の中で本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額に係る規定についてご説明を申し上げたところですが、副市長においてもそれに見合う同様な措置として期末手当において3パーセント分の減額を戻した給料月額にて計算をしたいとするものであります。

次に、滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正(第4条関係)であります。

附則の改正であります。第1項において見出しを付し、5ページに移りますが、第2項は先ほどご説明申し上げました本年12月に支給する期末手当の額に係る規定に合わせて読みかえをする規定であります。

次に、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正(第5条関係)でありま

す。

附則の改正であります。内容につきましては先ほどの特別職の条例改正と同様でありまして、第2項については給料月額を減じる率の改定を、第5項については本年12月に支給する期末手当の額に係る規定をそれぞれ副市長と同様な扱いをしたいとするものであります。

次に、滝川市教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の一部改正（第6条関係）であります。

附則の改正であります。内容につきましては先ほどの滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例改正と同様、読みかえをする規定であります。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第7条関係）であります。

6ページをお開き願います。附則の改正であります。内容につきましては先ほどまでの市長、副市長、教育長の給料月額についてそれぞれ減じる率に0.3パーセントを上乗せしたいとするのと同様、監査委員の報酬月額についても0.3パーセント上乗せ減額したいとするものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第8条関係）であります。

附則の改正であります。この附則につきましては、平成18年7月1日からの国公準拠による給与構造改革の実施により給料表の切りかえ並びに平均で4.8パーセントの給料表の引き下げ改定を行い、それに伴う経過措置として、いわゆる現給保障を行っているところであります。このたびの給料表の引き下げ改定に伴いまして、初任給を中心とした若年層及び医療職給料表（1）の医師を除き、現給保障額に99.76パーセントを乗じる。つまり現給保障額の0.24パーセントの引き下げを行いたいとするものであります。

7ページをお開き願います。附則であります。附則第1項で、この条例の施行期日についてですが、公布の日の属する月の翌月の初日から施行したいとするものであります。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行したいとするものであります。

附則第2項ですが、規則への委任の規定であります。

8ページをお開きください。以下21ページまで、各給料表の新旧対照表でございます。概要でございますが、医療職給料表（1）の医師及び各給料表における初任給を中心とした若年層を除き、給料表の引き下げ改定を行いたいとするものであります。6級、課長職までの平均で0.2パーセント、7級、部長職の平均で0.3パーセントの引き下げを行いたいとするものであります。

以降の議案参考資料については、お目通しを願います。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から第7号までの7件を一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第7号までの7件はいずれも可決されました。

◎日程第4 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第4、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第5回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時41分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員